

鹿児島県の母子保健の歴史と助産師活動(第一報)

History of Maternal and Child Health and Midwifery Activity

in Pref. Kagoshima (Part 1)

鹿児島女子短期大学 宇都弘美
鹿児島大学医学部保健学科 下敷領須美子

1. 緒言

産育慣習や子育て観が、現代にどのように受け継がれ、地域における子産み・子育てに関する意識や行動に継承されているのかについて考察する目的で、平成16年より奄美群島の幾つかの地区を対象に昭和20年から30年代の出産や産育慣習を中心に聞き取り調査¹⁾²⁾を行ってきた。その中で、「とりあげばあさん」と呼ばれる無資格であるが、助産の経験豊かな女性による出産介助の例が数多くあることが明らかになった。「とりあげばあさん」が活躍する背景には、様々な要因が考えられるが、その一つに地域の助産師不足もある。しかし、鹿児島県における助産師数の推移について、助産師(産婆)制度の確立期からの状況をまとめた資料はなかった。そこで今回、明治から大正期の母子保健の状況と、助産師数の推移等について、人口動態・衛生統計等の資料からまとめることを研究目的とした。

2. 研究方法

すでに発表された行政統計資料³⁾⁴⁾を基にした、鹿児島県の明治から大正期の母子保健に関する人口動態と、助産師会・看護協会資料等を基にした、助産師制度の変遷及び助産師数の推移等についての記述研究である。人口動態に関しては全国の状況とも比較検討した。

3. 結果と考察

1) 明治から大正の母子保健の概況

平成18年度の全国人口動態統計⁵⁾では、乳児死亡率(出生千対)が2.6、妊産婦死亡率(出産10万対)が4.8、自然死産率(出産千対)が11.9(厚生労働省統計情報部)であるので、明治から大正期は、母子保健水準が格段に低い状況であったことが分かる(表1)。

明治から大正期の全国の乳児死亡率や死産率が非常に高くなっているが、明治時代には貧困や飢饉のために墮胎と間引きが広く行われていた。それに産婆が関わっており、明治元年(1868)に産婆の墮胎、売薬取り扱いを禁じた太政官布告も出されているが、明治中期頃までは公然と墮胎や嬰兒殺しが行われていたことが記録に残されている⁶⁾⁷⁾。しかし、鹿児島県の乳児死亡率や死産率は、全国と比較するとかなり低くなっている。この時代の出産や死亡は現代のように病院ではなく、家庭で生まれ、死ぬことがほとんどであったため、死産や乳児死亡の中には、世間体を気にしたり、墮胎や間引きを隠すために、届けられていない数字が数多く存在することが推察される。乳児死亡の中でも新生児死亡率が分かると、さらに母子保健状況が推察できるのであ

るが、今回調べた資料の中には新生児死亡率が算出できるようなデータはなかった。大正時代になっても乳児死亡率の高値は続き、こういったことに対処するために、大正5年(1916)に専門家による保健衛生調査会が政府に設置され、わが国で行政的に母子保健が取り上げられた最初となった。また、大正10年(1921)に設立された社会事業調査会も母子衛生に関する問題を取り上げ、昭和2年(1927)に妊産婦・乳幼児、病弱児の保護に関する具体策を取りまとめて報告し、その後の児童保護立法に大きく貢献した⁸⁾。

明治から大正期の鹿児島県の妊産婦死亡率も全国と同様に高率である。大正4年(1915)の妊産婦死亡の原因では、産褥熱が107名おり、妊産婦死亡全体の60%を占めている(表2)。産褥熱とは、分娩・産褥中の細菌感染による熱性疾患で、分娩後24時間経過後から10日以内において2日以上の38℃以上の発熱の場合と定義されている⁹⁾。これは衛生状態が悪いことが原因で起こりやすく、少し次代が下がった昭和初期に開業した助産師の桜木が、看護のあゆみ41年度¹⁰⁾で開業当時を振り返り、「当時田舎ではまだ衛生思想が幼稚で産室は薄暗い不潔な部屋で・・・衛生思想の普及に努めなければと種々と指導した」、「産褥熱にでも罹られたら私の責任と思い・・・」と述べており、当時は容易に産褥熱に罹りやすい衛生状態であったことが分かる。

出生率については、年度によって多少ばらつきはあるが、全国と比較しても差はあまりなく、出生率の高い時代であった。

表1 明治から大正の主な人口動態

年 次		明治 33 (1900)	明治 38 (1905)	明治 43 (1910)	大正 4 (1915)	大正 9 (1920)	大正 14 (1925)	平成 18 (2007)	
人 口	全国	43,847,000	46,620,000	49,184,000	52,752,000	55,963,053	59,736,822	126,154,000	
	鹿児島	1,140,276	1,232,213	1,345,179	1,462,665	1,575,528	1,472,193	1,738,000	
出生率 (人口千対)	全国	32.4	31.2	34.8	34.1	36.2	34.9	8.7	
	鹿児島	28.5	30.0	32.4	32.5	34.2	41.5	8.7	
死亡率 (人口千対)	全国	20.8	21.6	21.6	20.7	25.4	20.3	8.6	
	鹿児島	16.4	17.1	15.9	16.8	20.0	20.6	10.8	
乳児死亡率 (出生千対)	全国	155.0	151.7	161.2	160.4	165.7	142.4	2.6	
	鹿児島	99.1	88.7	89.9	...	3.5	
妊産婦死亡率 (出産万対)	全国	39.8	38.8	33.3	33.3	33.0	28.5	4.8	
	鹿児島	46.3	36.5	32.6	...	—	
死産率 (出産千対)	全国	88.5	89.1	84.2	72.8	66.4	56.3	自然	11.9
								人工	15.6
	鹿児島	10.6	16.5	22.2	26.6	29.3	28.6	自然	13.5
								人工	24.6

出典：全国統計は、(財)母子衛生研究会。母子保健の主なる統計、2006より作成
 鹿児島県統計は、鹿児島県。鹿児島県統計書、1900.1906～1915.1920.1925より作成し、乳児死亡率及び妊産婦死亡率、死産率は統計データに基づき筆者が算出したが、明治33,38,43年の死産数は本籍人の死産数で、大正4,9,14年の死産数は現住人の死産数である。また、平成18年度統計は、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei06/index.html> 07/11/1より作成し、算出に用いた人口は平成18年10月1日現在推計人口である(総務省統計局及び鹿児島県)

表2 鹿児島県の妊産婦死亡原因

項目	明治43年(1910)	大正4年(1915)	大正9年(1920)
妊娠・産に起因する疾患での死亡数	138	71	98
産褥熱死亡数	69	107	83
出産数	44,688	48,821	55,546
妊産婦死亡率(出産万対)	46.3	36.5	32.6

出典:鹿児島県.鹿児島県統計書,1910,1915,1920より作成し、妊産婦死亡率は統計データに基づき筆者が算出した

2) 明治から大正の助産師(産婆)制度と鹿児島県の助産師(産婆)活動

① 時代背景

助産師は産婆という名称で江戸時代からすでに半職業化していた。しかし、本格的な職業化は明治に入ってからである¹¹⁾。明治の時代的背景としては、まず、富国強兵政策があげられる。教育・医療・法律などのあらゆる分野で国力を高める諸政策が進められた。前述したように、当時産婆は墮胎、間引きなどに関与していたところから、兵力確保の人口政策から明治元年(1868)の産婆取締規則によって、産婆の売薬世話と墮胎が禁じられた。また、産婆の教育・職業化に大きく影響した制度に、明治5年(1872年)の学制がある。これによって、身分に関係なく女子にも教育の道が開かれた。尋常小学校における初等教育の義務化によって、女子の就学率は明治18年(1885)には32%であったが、明治43年(1910)には97%となった¹²⁾。初等教育の普及と女性が職業をもつことへの抵抗感が少なくなったことが職業としての産婆活動の基盤となった。

② 医制

明治7年(1874)の医制の第50条から52条に産婆に関する規定がある。これにより、「(イ)産婆は40歳以上で婦人小児の解剖生理及び病理の大意に通じ、所就の産科医の眼前において平産10人難産2人の実際の取扱をなして得た実験証書を所持するものを検して免状を与えることを立前とすること、(ロ)経過措置として、当分の間従来営業の産婆は、その履歴を質して仮免状を授けることとし、医制発行10年間において産婆営業をしようとする者には、産科医等の出す実験証書を検して免状を受けることとするも、産婆のいない一小地方においてはその他の者でも医務取締の見計で仮免状を授けること、(ハ)産婆は急迫の場合のほか産科医或は内外科医の差図を受けずに手を下してはならないこと、(ニ)産科器械を用い或は方薬を与えることを禁ずること」等が規定された。しかし、医制は東京・大阪・京都府を対象に交付され、全国的な実施には移されず、各地方の取締規則に委ねられていた¹³⁾。各地方の取締規則では、それまで経験を基に業務を行ってきた産婆の質

を向上させるために、履歴を調べ、技術を検査する方法で資質を認定し仮免状を与え、医制の規定にそった教育を受けた産婆には本免状が与えられた。重要なことは、医制により産婆業務の範囲が医師と区別され、医師の指示に従うべきこと、正常分娩に限ること、薬剤および産科器械の使用禁止が明確になった。

③ 産婆規則

明治32年(1899)産婆規則と産婆試験規則、産婆名簿登録規則が制定され、全国レベルの産婆の法律が制定された。同規則の要旨は「(イ)産婆試験に合格した年齢20歳以上の女子で、地方長官の管理する産婆名簿に登録を受けた者でなければ、営業をすることができないこと、(ロ)産婆は妊婦、産婦、褥婦又は胎児、生児に異常を認めるときは、医師の診療を請わしめなければならないこと(臨時救急の手当ては差し支えないこと)、(ハ)産婆は妊婦、産婦、褥婦又は胎児、生児に対し外科手術を行い産科器械を用い、薬品を投与してはならないこと、(消毒をし臍帯を切り、浣腸を施すこと等は差し支えないこと)、(ニ)産婆は産婆名簿に登録を受けない者に妊婦、産婦、褥婦又は胎児、生児の取扱を任せてはならないこと、(ホ)従前内務省又は地方庁より産婆の免状を得て、その業を営んでいる者は、所定の手続きにより従来の業務を行うことができること、(ヘ)産婆の乏しい地域に限り、地方長官の履歴審査により産婆の免許(業務の地域及び5ヶ年以内の期限を定めたもの)を受けることができること」等であった¹³⁾。これにより、産婆の年齢条件は下げられ、業務範囲については医制より詳しくふれられている。また産婆規則の制定により、産婆の新規営業はすべて産婆試験の合格をその条件とした。その後、明治43年(1910)の改正により、指定を受けた学校や講習所を卒業した者は無試験で産婆名簿の登録を受けることができるようになった。この指定条件としては、修行年限2年、5回以上の臨産経験などであった¹²⁾。更に、明治45年(1912)に私立産婆学校産婆講習所指定規則が制定され、内務大臣の指定を受けて産婆教育が行われるようになった。

④ 資格別産婆数の変遷

医制(明治7年)により、産婆の産婆規則ができるまでの産婆数は医制の規定に則った教育修了者に内務省が免許を出した本免状と各県で産婆の再教育と養成を行い地方庁免許の仮免状の産婆があった。産婆数を確保するために再教育・養成に各県努力した成果が伺われるが、まだまだ、十分な数の産婆が養成されるに至らなかった(表3)。

産婆規則(明治32年)により、全国的な産婆の免許制度が確立し、産婆数を確保するためにも、従来経験を重視して40歳以上の規定を20歳以上とし、新しい教育を受けた産婆養成に力を入れたことが伺える。しかし、十分な産婆の養成が整うまでの産婆数の確保について、内務省は以下の2つの規定¹⁴⁾を作っている(表4)。

1. 従来開業：従来開業していた人たちの知識や技術をテストして特別な開業権を与える。

2. 限地開業：一定の地域を限って、一定の期間（5年間）特別な開業権を与える。の2つの制度である。この制度によって得られた産婆の開業権は、産婆規則に基づき免許を得た産婆と明確に区別した様式で登録されていた。従来開業の産婆たちは努力して県知事施行の試験を受け正規の産婆免許を取るようになった。限地開業の産婆は、その後正規の産婆が開業すれば、許可期限の5年を過ぎれば再許可されず自然消滅していった¹²⁾。

⑤ 産婆教育

産婆教育の取り組みは講習を含めると、医制発布以降の明治8年頃から始まっている。明治8年（1875）大阪府立病院、明治9年（1876）東京府立病院内に産婆教授所、新潟病院で補修講義など、従来の産婆に新しい知識を補修する目的の教育が始まった¹¹⁾。

産婆養成のための教育を産婆学校設立でみると、明治10年（1877）三重県に温故堂産科学校、明治13年（1880）に東京府に東京産婆学校が設立されている。以降、各県で順次つくられ、明治19年（1886）3校、29年（1896）16校、39年（1906）51校、45年（1912）109校にも増えている¹¹⁾。産婆の需要が高まり、学校数は大幅に増加したが、内容的にはさまざまであったことから、明治45年（1912）には私立産婆学校産婆講習所指定規則が作られた。学校はほとんどが私立であり、公立のものは少なかった。

表3 産婆規則制定以前の産婆数(全国)

年次	本免状	仮免状	産婆数合計
明治11年			12,007
12			12,199
13			17,784
14			18,734
15			19,035
16			20,805
17			20,061
18			27,175
19			28,957
20	338	29,525	29,863
21	457	30,405	30,862
22	621	31,500	32,121
23	828	31,670	32,498
24	1,142	32,175	33,317
25	1,398	31,530	32,928
26	1,624	31,783	33,407
27	1,903	31,936	33,839
28	2,177	32,058	34,235
29	2,486	31,916	34,402
30	2,932	32,443	35,375
31	3,250	32,695	35,945

出典：小林隆・勝島義美、母子保健ノート1、日本看護協会出版会、1972、p67より作成

表4 資格別産婆数(全国)

年次	指定学校卒	試験及第	従来開業	限地開業	合計
明治32年		24	8,530	401	8,955
33		228	23,533	1,329	25,090
34		823	22,968	1,664	25,455
35		1,539	22,389	1,781	25,709
36		2,247	21,877	1,835	25,959
37		3,223	21,313	1,684	26,220
38		4,031	20,712	1,255	25,998
39		5,128	20,064	1,195	26,387
40		6,132	19,316	1,229	26,677
41		7,130	18,568	1,259	26,957
42		8,252	17,741	1,224	27,217
43		9,501	17,061	1,109	27,671
44		10,871	16,359	1,129	28,359
大正元年		12,441	15,705	1,229	29,375
2		14,309	14,517	1,208	30,034
3	23	15,753	14,132	1,140	31,025
4	148	17,618	12,989	1,099	31,706
5	178	19,358	12,319	985	32,662
6	267	21,274	11,707	1,047	34,028
7	396	22,421	10,560	971	33,952
8	445	24,020	9,839	930	34,789
9	536	25,288	9,375	856	35,519
10	663	26,371	8,741	882	35,994
11	740	27,874	8,249	851	36,974
12	949	30,210	7,563	888	38,661
13	1,138	32,647	7,166	756	40,569
14	1392	33,935	6,825	725	41,485

出典:小林隆・勝島義美. 母子保健ノート 1. 日本看護協会出版会, 1972, p 68より作成

⑥ 鹿児島県の助産師(産婆)活動

鹿児島県の助産師(産婆)教育に貢献した人物として、石神徳子氏¹⁵⁾が知られている。石神氏は嘉永2年(1849)5月17日に鹿児島市清水町で生まれ、長じて海軍軍医の石神雄弘氏に嫁したが、明治21年(1888)に夫を病気で失った。当時

の助産術の未熟さを憂いた医師会が、千葉県人の東條保子女史を招いて、西洋医学の新式助産術を学ばせようとした。この東條女史から新式助産術を伝授され、後進の指導に当たるべく抜擢されたのが石神氏である。石神氏は医師会の求めに応じ、東條女史から産婆学を修め、明治22年(1889)7月に鹿児島県の産婆免状を得て、自宅で開業した。そして東條女史と謀り、当時少なかった開業産婆であるが、産婆組合「鹿児島産婆会」を立ち上げた。鹿児島産婆会の初代会長は東條女史であったが、明治23年(1890)6月に東條氏が帰郷後は、石神氏が会長となった。そして県の委嘱を受けて、産婆養成にも従事した。その後、明治26年(1893)3月に産婆学の奥義を究めんと上京し、櫻井病院附属産婆学校に入り、翌年3月に卒業し、併せて看護学を修め、東京府の試験に合格し、内務省の免状を得た。明治28年(1895)8月に鹿児島に帰郷し、開業する傍ら私財を投じて産婆養成を始めた。明治29年(1896)3月には規模を拡大し、当時の市立病院長や医員と共に病院内に産婆学校を創立した。これが鹿児島県初の助産師(産婆)学校である。明治33年(1900)には学校を自宅に移し、傍ら県の委託により別科講習も設けて、仮免状産婆の養成にも従事した。産婆学校は明治37年(1904)に産婆学講習会と改称し、西千石町に改築移転した。この産婆学講習会は、前述の明治45年(1912)に定められた私立学校産婆講習所指定規則による卒業時に無試験で産婆免許状が与えられる産婆学校ではなく、卒業生は学科の試験のみ免除で、実技の試験を受けて合格すると産婆の免状を取得することができた(表6)。大正11年(1922)4月には、鹿児島県産婆会(現在の(社)鹿児島県助産師会)を設立し、石神氏が初代会長に就任した。昭和4年(1929)11月までに卒業生は1,300余りを数え、分娩取り扱い数8,000余りに及んだ。このように鹿児島県の助産師教育に多大な功績を残した産婆学講習会であったが、第二次世界大戦の戦火で消失し、学校を閉じた。

その他、大正3年(1914)に産婦人科医鳥丸俊彦氏が、鹿児島産婆看護婦学校を設立して、産婆と看護婦養成を行った¹⁶⁾。

表5 鹿児島県の資格別産婆数 1

年次	本免状	仮免状	合計	全国総数
明治32年	53	354	407	8955
33	207	51	258	25090
34	213	69	282	23791
35	203	64	267	25709

出典:全国統計は、小林隆・勝島義美. 母子保健ノート1. 日本看護協会出版会, 1972, P68より作成し、鹿児島県統計は、鹿児島県. 鹿児島県統計書, 1897. 1899~1902より作成

表6 鹿児島県の資格別産婆数 2

年次	指定学校 もしくは講 習所卒業	試験及第	従来開業	限地開業	合計	全国総数
明治36年	—	72	147	72	291	25,959
37	—	72	147	72	291	26,220
38	—	80	152	79	311	25,998
39	—	97	144	84	325	26,387
40	—	114	142	75	331	26,677
41	—	117	122	67	306	26,957
42	—	139	112	73	324	27,220
43	—	102	158	74	334	27,674
44	—	133	154	83	370	28,362
大正元年	—	160	150	71	381	29,375
2	—	214	73	74	361	30,034
3	—	250	68	67	385	31,048
4	—	237	114	50	401	31,854
5	—	276	111	46	433	32,840
6	—	332	102	49	483	34,295
7	—	424	66	39	558	34,348
8	3	450	66	39	558	35,235
9	2	479	59	52	592	36,055
10	36,657
11	3	419	67	47	536	37,714
12	4	456	59	50	569	39,510
13	5	517	56	50	628	41,707
14	5	575	54	42	676	42,877

出典:全国統計は、小林隆・勝島義美. 母子保健ノート1. 日本看護協会出版会, 1972, P68より作成し、
鹿児島県統計は、鹿児島県. 鹿児島県統計書, 1903~1904. 1906~1915. 1919~1925より作成

3) 助産師（産婆）数と医師数

統計資料による医師数（表7）は、全ての診療科の医師数の合計であり、産婦人科医数の詳細は不明である。明治32年（1899）に公布された産婆規則の第7条に「産婆は妊産婦褥婦又は胎児生児に異常がありと認むるときは医師の診療を請はしむべし」とあり、妊娠分娩産褥および新生児期の助産行為については、正常は産婆、異常は医師と業務分担していた。しかし産婦人科医の少ない地域では、異常産の範疇に入る死産も産婆が取り扱うことも度々あったと伝え聞いているので、表7の出産の多くに助

産師が関わっていたのであろう。そう考えると、産婆の数も十分とは言えず、前述の「とりあげばあさん」が出産に関わる素地があったと考える。

表7 鹿児島県の助産師(産婆)数と医師数

年次	出産数	産婆数	産婆一人に付人口	医師数	医師一人に付人口
明治 32 年	30,516	407	2,738	1,344	828
33	32,821	258	4,379	879	1,033
34	33,404	282	4,066	1,005	1,141
35	35,367	267	4,867	998	1,168
36	35,826	291	4,061	1,004	1,177
37	37,737	291	4,061	874	1,360
38	37,603	311	3,823	994	1,196
39	36,526	325	3,621	1,030	1,197
40	40,841	331	3,513	1,037	1,206
41	48,220	306	4,162	1,050	1,213
42	43,530	324	4,005	1,045	1,241
43	44,688	334	3,720	1,050	1,257
44	46,215	370	3,422	985	1,365
大正元年	46,545	381	3,363	957	1,339
2	45,745	361	3,327	1,000	1,296
3	49,173	385	3,661	1,016	1,390
4	48,821	401	3,558	1,056	1,351
5	...	433	3,076
6	...	483	2,776	1,162	1,154
7	51,250	558	2,429	1,203	1,119
8	49,105	558	2,429	1,204	1,118
9	55,546	592	2,313	1,222	1,120
10	53,613
11	58,215	536	2,641	1,008	1,311
12	62,934	569	2,488	1,020	1,373
13	60,855	628	2,254	1,066	1,329
14	62,955	676	2,178	1,084	1,358

出典:鹿児島県. 鹿児島県統計書, 1899~1904. 1906~1915. 1919~1925より作成

4. 結 語

今回、鹿児島県の明治から大正期の母子保健状況と、助産師制度の変遷及び助産師数の推移並びに助産師活動について、全国の状況とも対比させながら振り返った。衛生状態が悪く、母子保健水準が極めて低かったこの時代において、産婆規則により、西洋医学を学んだ産婆の活動が、母子保健の水準の向上に寄与したであろうことは、本文中に引用した一人の助産師の言葉¹⁰⁾からもわかるが、次の時代の昭和20から30年代にも地域によっては、無資格者に出産介助を受けている者もあり、全体的に母子保健水準が上っていくのはもっと後の時代のことである。この部分については第二報で、激動の昭和時代を振り返り報告したい。

謝辞：稿を終えるにあたり、本研究にご協力を頂きました前（社）鹿児島県助産師会会長及び会員の皆様、（社）鹿児島県看護協会長をはじめ職員の方々に深謝いたします。

文 献

- 1) 宇都弘美・下敷領須美子. 奄美群島の産育をめぐる慣習の伝承と変容に関する研究（第二報）—徳之島での調査より—。南九州地域化学研究所所報, 2007, 21, 23 - 33.
- 2) 宇都弘美・下敷領須美子. 奄美群島の産育をめぐる慣習の伝承と変容に関する研究—和泊町での調査より—。南九州地域化学研究所所報, 2006, 22, 53 - 58.
- 3) 鹿児島県. 鹿児島県統計書, 1897. 1899 ~ 1904. 1906 ~ 1915. 1919 ~ 1925.
- 4) (財) 母子衛生研究会. 母子保健の主なる統計, 2006.
- 5) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei06/index.html> 07/11/1
- 6) 青木康子他. 助産学大系第3版 第1巻助産学概論. 日本看護協会出版会, 2003, 28.
- 7) 前原澄子他. 助産学講座第3版 第1巻助産学概論. 医学書院, 2003, 90.
- 8) 前原澄子他. 助産学講座第3版 第1巻助産学概論. 医学書院, 2003, 91.
- 9) 和田攻他. 看護大辞典. 医学書院, 2002.
- 10) 鹿児島県衛生部. 看護のあゆみ 41年度, 鹿児島県, 1967, 45.
- 11) 岡本喜代子. 助産婦活動の歴史的意義 —明治時代を中心に—. 助産婦雑誌, Vol. 35, No. 8, 1991, 21.
- 12) 竹村喬他. 助産婦活動の変遷 (2) —明治時代の助産婦—. 助産婦, Vol. 41, No. 1, 1987, 6.
- 13) 看護行政研究会. 看護六法. 新日本法規出版, 2006.
- 14) (社) 日本助産師会. 60年のあゆみ, 1988, 9.
- 15) 石神先生壽像除幕式記念誌, 1929.
- 16) (社) 鹿児島県看護協会. 鹿児島県看護協会史, 1993.
- 17) 小林隆・勝島義美. 母子保健ノート 1. 日本看護協会出版会, 1972, 67 - 68.

(平成19年11月13日 受理)